

リスク評価指針策定へ 厚生労働省



厚生労働省は、事業場内の安全性をより確実なものにするため総合的なリスクアセスメント指針の策定に着手しました。これは来年4月1日から施行される改正労働安全衛生法に対応するもので、危険性、有害性の評価だけでなく、その結果に基づく措置なども盛り込むとのことです。先月25日に行われた専門家検討会の内容を基に化学業界、自動車業界などからヒアリングを実施し、11月18日に開催される会合で必要事項を決定するとのことです。改正労働安全衛生法では、リスクアセスメントの導入は企業の「努力義務」と規定されており、自主管理目標よりも強い拘束力を持ち、同省は検討会の決定を受けて指針案策定に着手し、年内にも公表する方針です。

指針は、リスクアセスメントの実施時期、実施手順、対象作業の選定基準、危険性・有害性の分類などのほか、リスクの低減措置までを含む総合的なもので、事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じんなどに起因する危険性・有害性などをそれぞれ評価し、その結果に基づいてリスクを低減するための措置を講じる手法についても整理するとのことです。

適用される業種は、化学物質関連の全業種、それ以外については安全管理者の選任が必要となるような業種となります。

審議予定既存化学物質および審議予定項目は下記のアドレスを参照して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/11/dl/s1118-1a.pdf>

資料：2005年11月4日付 化学工業日報 P.12

機器分析箇所 山田悠貴

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 アスベスト・PCB等の化学分析 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 EU規制物質の化学分析 |

